

## 22 食品表示の適正化について

県担当課（室） 食料安全推進室

### 【提言・要望の趣旨】

県域の事業者について、食品表示の適正化に向けての措置が迅速に図られるよう、対策を講じること。

### 【徳島県の現状と課題】

平成19年1月以降、食品の偽装問題が相次ぎ、国民の食品表示に対する信頼が大きく低下しました。

このような中、本県においても、県を代表するブランド産品である「鳴門わかめ」において、中国産・韓国産のわかめを混入し、「鳴門わかめ」と称して販売した事実が発覚しました。このため、県では、複数の加工業者に対し、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（以下「JAS法」）に基づく指示・公表を行ったところです。

消費者の食品表示に対する不信感を除き、早期に信頼回復するためには、1日でも早く、違反事業者の公表等の措置を行うことが必要であり、国に対しての手続を簡素化し、県においても、速やかな公表や改善命令の措置ができるよう、指針よりも、より強い公表実施根拠を整備することが必要であります。

また、本年の4月1日から、業者間取引を表示義務の対象とするための加工食品品質表示基準等の一部改正が施行されましたが、加工食品については、原材料の品種や原料原産地など表示の正当性を確認することが困難であり、国において研究を進め、食品表示の科学的な検証技術を確立することが必要であります。

## 【提言・要望の具体的内容】

1 現行制度では、違反者に対し、県は指示までしか行えず、最終権限である措置命令の権限がないことから、違反事例について情報受理から処分までを一貫して行うことができません。

そこで、県域業者に対する、措置命令の権限を県知事に移譲し、食品表示の立入検査や是正指示・命令の権限を県に一元化してください。

2 違反事実の公表は、国の定めた指示及び公表の指針に基づき、指示をした場合に通常行っておりますが、消費者保護の観点から、不適正表示の早期是正や悪質事案の抑制を図るため、違反事実をより早く公表できるよう、指針よりも、より強い公表実施根拠を整備する等の措置を講じてください。

3 表示義務を有する者に対し、JAS法等法令遵守の意思を確認するため、誓約書などの徴求が必要に応じてできるよう措置してください。

4 原料原産地表示が義務づけられた加工食品について、科学的に原料原産地が判別できるよう、研究を進めてください。

また、実用化している判別手法については、都道府県の調査に活用できるよう支援してください。

## 23 地方自治体に勤務する獣医師の確保対策について

県担当課（室）生活衛生課，畜産課

### 【提言・要望の趣旨】

地方自治体における獣医師の確保を図るため，待遇改善や地方自治体に将来勤務する獣医学生の奨学制度の創設並びに既存制度の見直しを図ること。

### 【徳島県の現状と課題】

県民生活の多様化と高度化の中で，獣医師の社会的責務が増大し，高度な専門知識と技術が要請される中，国は，獣医学教育の6年生一貫教育を実施し，こうした新制度での卒業生を社会に迎え18年が経過したところであります。しかしながら地方自治体に勤務する獣医師の給与をはじめとする勤務条件は，ほとんど改善されることなく今日に及んでおります。

また，地方自治体勤務を希望する獣医師が激減し，獣医師の確保が困難となっており，食の安全・安心等，県の果たすべき業務に将来，支障が生じるものと危惧されます。

今日，地方自治体の獣医師が取り組んでいる業務は，公衆衛生分野において，日常，食肉として直接口にする肉や牛乳，魚介類などの食品の衛生監視業務，ヒトの健康を守るために必要な生活環境の衛生にかかわる監視・指導業務，狂犬病等の動物とヒトが共通して感染する人畜共通感染症の予防業務等があり，また，農林水産分野においては，畜産物の生産振興及び安定供給を図るため，家畜伝染病予防法に基づく防疫措置や家畜改良増殖法に基づく高品質畜産物の生産拡大等を行うとともに，畜産物の安全性確保のため，衛生管理指導，動物用医薬品の適正指導等に取り組んでおります。

このように地方自治体が果たすべき重要な業務を獣医師が担っており，獣医師の確保は必要と考えます。

【提言・要望の具体的内容】

- 1 地方自治体における獣医師の確保を図るため、勤務獣医師の待遇改善や地方自治体に将来勤務する獣医学生の奨学制度の創設を図ってください。
- 2 地方自治体における獣医師の果たすべき役割や必要性について大学のカリキュラムに盛り込む等の措置を行ってください。
- 3 と畜場法を見直し、と畜検査員にスーパーバイザー制度を導入してください。

## 24 南海地震対策について

### 1 南海地震対策について

県担当課（室）危機管理政策課，南海地震対策課，農地整備課，森林整備課，水産課，道路保全課，道路建設課，河川課，砂防防災課，高規格道路推進局，港湾空港課，住宅課，建築開発指導課，南部総合県民局

#### 【提言・要望の趣旨】

南海地震の発生に備えた，地震・津波対策の強化及び必要な財政上の措置を図ること。

#### 【徳島県の現状と課題】

東南海・南海地震は，今世紀前半にもその発生が懸念されており，本県においては，地震動はもとより巨大な津波による甚大な被害が想定されています。

また，本県は，「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づき，県内全域が「東南海・南海地震防災対策推進地域」として指定されています。

本県では，南海地震対策を，喫緊かつ最重要課題の一つとして，県政の推進方策を示した「オンリーワン徳島行動計画（第二幕）」に位置づけ，「南海地震発生時の死者ゼロ」を目指す「とくしまーゼロ作戦」を積極的に展開するなど，対策の重点化を図り，目標を定め，計画的に対策を推進しています。

平成18年度からの10年間を計画期間とした，「徳島県地震防災対策行動計画」を策定し，前期5年間では，揺れと津波による「死者ゼロ」を目指し，強力に取り組みを進めているところであり，県民の防災意識の高揚を図るため「とくしま地震防災県民会議」を設立するとともに，地震防災対策について県民の行動指針となる「とくしま地震防災県民憲章」の制定や，「防災拠点等となる県有施設耐震化計画」を策定するなど，着実な取り組みを行っているところです。

強い揺れの後，直ちに津波の来襲することが予想される本県では，地震情報はもとより津波情報の一層の迅速化，高度化が求められるとともに，津波避難施設や安全な避難路の整備などの津波避難対策や自助・共助による地域防災力の向上，海岸保全施設の整備，学校等公共施設や住宅の耐震化が急がれるところです。

さらには，地域防災計画で指定した「緊急輸送道路」は，孤立化を防止し，救急救助や応急対策活動に不可欠な道路であることから，急傾斜地崩壊等から住居や緊急輸送道路を防護するなどの保全対策とともに，早急な整備が望まれております。

このほか，被災者生活再建支援制度等については，真に活用できる制度とすることが強く求められています。

主管省庁局名 内閣府，総務省自治財政局，消防庁，文部科学省研究開発局，農林水産省農村振興局，林野庁，水産庁，国土交通省河川局，道路局，住宅局，港湾局，気象庁  
関係省庁等名 日本高速道路保有・債務返済機構，西日本高速道路株式会社  
関係法令等 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法，地震防災対策特別措置法，地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法，建築物の耐震改修の促進に関する法律，租税特別措置法，被災者生活再建支援法，道路法，港湾法，急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律，砂防法，地すべり等防止法，海岸法，土地改良法，森林法，後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律，過疎地域自立促進特別措置法

## 【提言・要望の具体的内容】

### I 地震防災対策に必要な次の施策を推進してください。

#### 1 地震・津波に関する調査・観測体制の強化並びに伝達体制の整備について

地震・津波による被害を大幅に軽減させるためには、地震や津波に対する情報の精度を向上させ、住民や防災機関等に迅速に伝えることが重要である。そのため、南海トラフ上において、高密度の海底観測網やGPS津波計などの整備により、東海地震並みに調査観測体制の強化を図るとともに、緊急情報を全国瞬時警報システム（J-ALERT）などにより、住民等へ伝達できる体制の整備を図ること。

#### 2 震度情報ネットワークシステムの高度化について

震度情報は地震発生時における初動体制の確立のためには重要であり、現在このシステムの高度化が求められているところであるが、各機関が所有する情報を共有するとともに、伝達手段を多様化するなど、情報利用がより有効に行えるシステム整備が行えるよう、財政支援制度の充実を図ること。

#### 3 防災拠点等となる公共施設等の耐震化の促進について

地震等の大規模な災害が発生した場合に、救援・救護等の災害応急活動の拠点となる庁舎学校校舎・体育館等については、初動対応及び応急対応が支障なく開始できる活動拠点としての機能が確保できるよう、建物や設備が損傷を受けない耐震性を有することが最も大切な条件であり、耐震性能が不足する施設については、早急に耐震改修を行う必要があるため、交付金制度を創設するなど、支援制度の拡充を図ること。

#### 4 住宅等の耐震化の促進について

##### (1) 地域住宅交付金制度等の制度拡充を図ってください。

地域の課題に対応した住宅政策の推進を図るため、基幹事業量の少ない、あるいは基幹事業がない地方公共団体でも十分な支援が受けられるよう、「住宅・建築物耐震改修等事業」について、地域住宅交付金制度の基幹事業に位置づけるとともに、個人住宅の耐震改修における所得制限を撤廃すること。

##### (2) 住宅耐震改修促進税制の期間を延長してください。

住宅の耐震改修に係る個人負担を軽減するために平成18年度に創設された「住宅耐震改修促進税制」について、平成20年12月31日で期限が切れる所得税額の特別控除制度の期間延長を図ること。

#### 5 港湾における大規模地震対策施設整備について

緊急輸送の拠点をはじめ多くの機能を発揮する大規模地震対策施設の整備を推進するため、一定の幹線貨物輸送（複合一貫輸送等）を担う耐震強化岸壁については、直轄工事に係る費用の地方負担割合を1/3に軽減するなど、地方の財政負担の軽減を図ってください。

## 6 津波避難場所など、高速道路施設用地の一部利用について

高速道路は、緊急輸送道路の確保や救急患者の搬送時間の短縮による「命の道」として、早期整備が求められているとともに、津波避難場所や災害時の活動拠点施設としての活用も望まれていることから、平成19年8月に徳島県と西日本高速道路株式会社とが締結した「大規模災害時における相互協力に関する協定」に基づき、

- (1) 四国横断自動車道が通過する津波避難困難地域において、緊急時に高速道路の盛土部等を津波避難箇所としても利用できるよう、より具体的な検討を進めること。
- (2) 災害対応拠点施設として、サービスエリア・パーキングエリアを活用し、防災拠点としての利用が図られるよう、詳細の検討を進めること。
- (3) 既設の高速道路について、緊急出入口の整備促進を図ること。

## 7 被災者生活再建支援制度の充実等について

- (1) 被災者生活再建支援制度に係る住宅再建支援制度の充実を図るため、対象となる自然災害に係る戸数の要件緩和及び対象世帯を半壊以上とするなど、真の被災者支援となるよう必要な措置を講じること。
- (2) 災害に係る住家の被害認定を、迅速かつ円滑に実施できるよう「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」による被害認定方法の簡素化を図ること。

## 8 地震防災対策に関する財政支援の拡充について

東南海・南海地震防災対策推進地域に係る地震防災対策の推進のため、「地震防災緊急事業五箇年計画」に基づいて実施される事業に係る財政上の特別措置の拡大と補助率の嵩上げ等財政支援措置の拡充を図ること。

## II 地震防災対策に必要な財政措置及び事業の整備を促進してください。

### 1 緊急輸送道路等の整備の促進について

- (1) 四国横断自動車道 阿南～鳴門間や地域高規格道路 阿南安芸自動車道をはじめとする幹線道路の整備を促進すること。
- (2) 高速道路、直轄国道及び県・市町村管理の緊急輸送道路をはじめとする幹線道路における橋梁の耐震補強を重点的・計画的に実施するために必要な予算を措置すること。
- (3) 緊急輸送道路を保全対象に含む土石流対策、地すべり対策及び急傾斜地崩壊対策事業、並びに道路災害防除事業等に必要な予算を措置すること。
- (4) 南海地震対策を計画的かつ効果的に推進するため、本県が定めた「徳島県地震防災対策行動計画」における、緊急輸送路を補完する農道・林道の整備の促進が図られるよう、地方公共団体の財政力に応じた財政支援措置を講じること。

### 2 海岸保全施設の整備の促進について

津波による被害を防止・軽減するための海岸保全施設強化対策を促進すること。

### 3 治山施設機能強化事業の対象地区の拡充について

津波による被害を防止・軽減するため、既存の治山施設（防潮堤）を有効活用し、その機能強化が図られるよう「治山施設機能強化事業」の対象地区に、治山施設の存する潮害防備保安林区域を加えること。

## 24 南海地震対策について

### 2 津波避難困難地域における対策の推進について

県担当課（室） 南海地震対策課，道路保全課，河川課

#### 【提言・要望の趣旨】

津波避難困難地域における対策を推進するため，早急に対策が必要な地域を特区的に指定し，ソフト・ハード両面からの対応策が検討できるよう，新たな支援制度を創設すること。

#### 【徳島県の現状と課題】

東南海・南海地震は，今世紀前半にもその発生が懸念されており，本県においては，地震動はもとより巨大な津波による甚大な被害が想定されています。

このため，本県では，平成18年3月に「徳島県地震防災対策行動計画」を策定し，「南海地震発生時の死者ゼロを目指す」との理念のもと，地域防災力の向上や津波避難対策の推進などの諸施策を重点的に取り組んでいるところです。

一方，沿岸市町においては，「地域ごとの津波避難計画」を策定し，津波避難困難地域を解消するため，身近な避難路や津波避難タワー等のハード整備をはじめ，住民の津波避難意識の向上などのソフト対策に取り組んでいるところです。

しかし，県南部の海陽町穴喰浦地区は，地震の発生から5分以内で津波の第一波が到達するとともに，その最大津波高は約7メートルと想定されているなど，県内で最も厳しい状況に置かれた地域であります。また，当地区住民の約9割に当たる約1,200人が津波避難困難地域に居住しており，高齢化の進展も相まって災害時要援護者への配慮も求められているなど，「南海地震発生時の死者ゼロ」を実現するためには，ソフト・ハード両面からの抜本的な津波対策を早急に推進する必要があります。



## 【提言・要望の具体的内容】

津波避難困難地域における対策を推進するため、早急に対策が必要な地域を特区的に指定を行い、地震・津波対策に係る海岸や河川、道路、その他の施設整備に関する事業を統合し、面的な総合対策が実施できるよう、新たな支援制度として「津波対策統合支援制度」を創設してください。

### 1 ソフト対策について

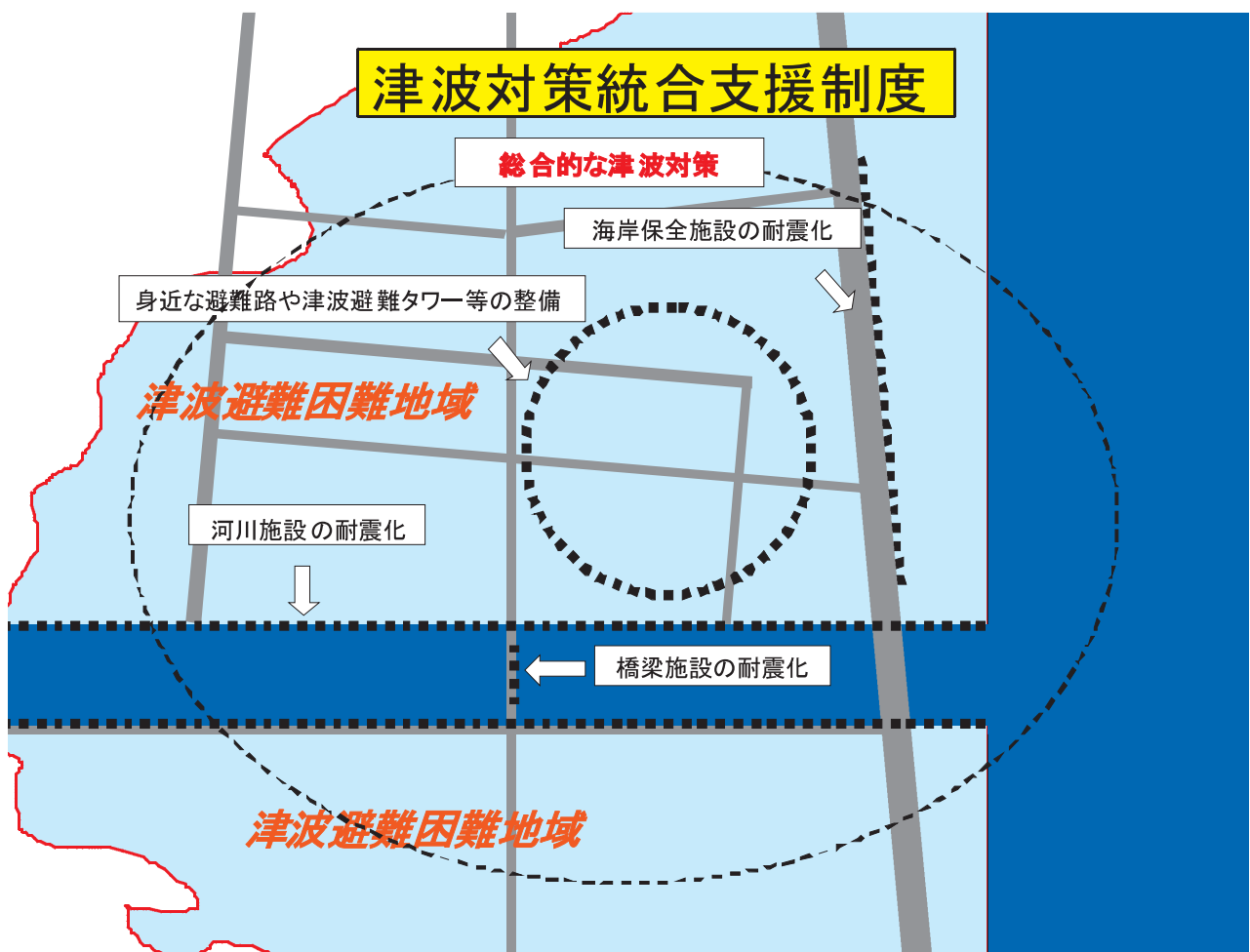
海岸保全施設、河川施設及び橋梁施設の耐震化等のハード整備を前提とした、「効果的な地域の津波避難計画」が策定できるよう、財政支援制度の拡充を図ること。

### 2 ハード対策について

「効果的な地域の津波避難計画」に基づき、津波を起因とした次の防災対策が総合的に実施できるよう、財政支援制度の拡充・見直しを図ること。

- (1) 避難困難地域を解消するための身近な避難路や津波避難タワー等の整備
- (2) 海岸保全施設、河川施設及び橋梁施設の耐震化
- (3) その他津波対策に係る施設整備

## 【事業概要図】



## 24 南海地震対策について

### 3 学校施設の地震防災対策の促進について

県担当課（室）施設整備室

#### 【提言・要望の趣旨】

東南海・南海地震防災対策推進地域で行われる公立小中学校の地震防災対策について、財政支援の拡充を図ること。

#### 【徳島県の現状と課題】

本県では、全市町村が東南海・南海地震防災対策推進地域に指定されており、県内小中学校の90%以上の学校施設が地域住民等の避難所に指定されていますが、同施設の耐震化率は41%程度であり早急な耐震化を進める必要があります。

しかしながら、耐震化の事業を実施するには多大な費用負担を要するため、耐震化促進の大きな阻害要因となっています。

本県においては、「徳島県地震防災対策行動計画」を策定し、耐震化のスピードアップを図るため、県立学校を対象として、改築ではなく、「耐震補強」と「教育環境リニューアルのための大規模改修」を同時に実施する「大規模耐震改修事業」を行うこととしています。

今後、「地震防災緊急事業五箇年計画」を推進するとともに、平成19年度末で完了した耐震診断結果に基づき、学校施設全体の耐震化を短期間で完了させるため、各市町村が小中学校の耐震補強とリニューアルのための改修に積極的に取り組める制度の拡充と耐震化に対する継続的な国の事業量の確保や財政支援等が必要です。

### 【提言・要望の具体的内容】

- 1 東南海・南海地震防災対策推進地域に係る公立小中学校施設の地震防災対策の推進のため、「地震防災緊急事業五箇年計画」に基づいて実施される事業に係る算定割合の嵩上げとともに、財政上の特例措置の拡大（起債充当率、交付税算入率）について、災害復旧並みとするよう、財政支援措置の拡充を図ってください。
- 2 公立小中学校施設において、東南海・南海地震防災対策推進地域で行われる地震防災対策については、交付金の重点配分を行ってください。
- 3 公立小中学校施設の耐震性を緊急に確保する必要があり、既存ストックを有効的に活用するための耐震診断および実施設計を行う場合には、必要な経費について単独で交付する交付金制度の拡充を図ってください。

### 【算定割合嵩上げと財政支援措置充実の概要図】

区 分		現 状	要 望
算定割合	非木造 校舎 補強	1 / 2	2 / 3
	改 築	1 / 3	1 / 2
起債充当率		75%	100%
交付税算入率		50%	95%

## 24 南海地震対策について

### 4 県南部圏域における防災拠点施設の整備について

県担当課（室） 南部総合県民局，南海地震対策課

#### 【提言・要望の趣旨】

県南部圏域における防災拠点施設の整備にあたり、「地域防災拠点施設整備モデル事業」において、必要な予算の確保を図ること。

#### 【徳島県の現状と課題】

東南海・南海地震は、今世紀前半にもその発生が危惧されており、本県においては、地震動はもとより巨大な津波による著しい被害が想定されています。

特に、県南部においては、沿岸域を中心に人的・経済的に甚大な被害を受けるとともに、津波や崖崩れ等により幹線道路が寸断され、各地域が孤立することから、救助・救援の初動対応の遅延による被害の拡大が懸念されております。

このため、本県では、県南部圏域における災害対応機能を強化するために「南部防災拠点基本構想」を策定したところであります。

今後、「海陽町まぜのおかオートキャンプ場」において、既存施設を最大限有効に活用しつつ、「圏域外からの災害対策応援要員による応急復旧活動」、「物資の集積配送等広域的な応援活動」等を円滑に行うための機能を有した防災拠点施設を整備することとしておりますが、厳しい地方財政の中、早期整備に向けた予算確保が課題となっております。

【提言・要望の具体的内容】

県南部圏域の「海陽町まぜのおかオートキャンプ場」に防災拠点施設を整備するにあたり、平成20年度は実施設計、地質調査について「地域防災拠点施設整備モデル事業（総合監理施設）」の予算化を図っていただいたところではありますが、平成22年度の完成に向けて、引き続き、必要な予算の確保を図ってください。



## 24 南海地震対策について

### 5 地震防災対策用資産の取得に関する支援について

県担当課（室） 南海地震対策課

#### 【提言・要望の趣旨】

南海地震の発生に備えた、施設管理者等の事業者が行う地震防災対策用資産の取得に関する税制上の特例措置の延長・拡充を図ること。

#### 【徳島県の現状と課題】

東南海・南海地震は、今世紀前半にもその発生が懸念されており、本県においては、地震動はもとより巨大な津波による甚大な被害が想定されています。

また、本県は、「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づき、県内全域が「東南海・南海地震防災対策推進地域」として指定されています。

本県では、南海地震対策を、喫緊かつ最重要課題の一つとして、県政の推進方策を示した「オンラインワン徳島行動計画（第二幕）」に位置づけ、「南海地震発生時の死者ゼロ」を目指す「とくしまーゼロ作戦」を積極的に展開するなど、対策の重点化を図り、目標を定め、計画的に対策を推進しています。

さらに、平成18年度からの10年間を計画期間とした、「徳島県地震防災対策行動計画」を策定し、前期5年間では、揺れと津波による「死者ゼロ」を目指し、強力に取り組みを進めているところであります。

この行動計画の理念である「死者ゼロ」を実現するためには、県民や事業者、行政がそれぞれの役割に応じて主体的に防災対策に取り組むことが不可欠です。このうち事業者においては、自らの被害を最小限に抑える取り組みを進めることはもとより、地域住民の避難場所として、また、地域の応急・復旧作業の拠点となるなど「共助」の担い手としての役割が期待されています。

地震や津波から地域住民の安全と安心を守るためにも、事業者の防災用資機材の取得や外部階段などの施設整備を促進させる必要があります。

主管省庁局名 内閣府、財務省主税局、総務省自治税務局  
関係法令等 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法、租税特別措置法、所得税法、法人税法、地方税法

【提言・要望の具体的内容】

施設管理者等の事業者が行う地震防災対策用資産の取得が促進されるよう、次の施策を推進してください。

- 1 所得税・法人税に係る特例措置を延長するとともに、特別償却率の拡充を図ること。
- 2 地域防災力の向上に資する外部階段や防災用資機材倉庫なども幅広く特例措置の対象資産とすること。

## 25 新型インフルエンザ対策について

県担当課（室）危機管理政策課，感染症・疾病対策室

### 【提言・要望の趣旨】

新型インフルエンザの発生に備えた，対策の強化及び必要な財政上の措置を図ること。

### 【徳島県の現状と課題】

現在，東南アジアを中心として，世界的に，鳥インフルエンザのヒトへの感染が報告されており，高病原性鳥インフルエンザのウイルスが，ヒトからヒトへ感染するウイルスに突然変異した新型インフルエンザ発生の可能性が次第に高まってきております。

既に国においては，平成17年11月に『新型インフルエンザ対策行動計画』を作成し，国としての取組を公表しているところですが，本県においても，新型インフルエンザが県民生活に与える影響が，従来型のインフルエンザと比較にならないほど甚大であることから，全庁を挙げた取組を行っているところであります。

平成17年12月に，県内における感染拡大の防止と，県民の健康被害発生の阻止を目的として，『徳島県新型インフルエンザ対策行動計画』を作成するとともに，より具体的な対処のマニュアルとして，平成18年1月には，『徳島県新型インフルエンザ対応マニュアル』の作成や，『徳島県高病原性鳥インフルエンザ防疫マニュアル』の改訂を行い，平成19年2月には国の『鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議』と合同で，全国初の取組となります『新型インフルエンザ対応総合訓練』を実施しました。

さらに，平成19年3月，10月には，国の『新型インフルエンザ対策行動計画』が改訂され，この行動計画に基づき，より実効性のある具体的な取組が求められています。



## 【提言・要望の具体的内容】

国においては、新型インフルエンザから、国民の生命を守り、社会的混乱を最小限にとどめる立場から、行動計画・ガイドラインの策定や訓練の実施など、総合的な対策を実施されていますが、今後、これらの方針に基づき、国と地方がそれぞれの役割を担いながら、連携した取組が進められるよう、諸外国での発生状況等の情報提供などとともに、下記の措置を早急に講じてください。

### 1 専門家の派遣による人材の育成について

新型インフルエンザの国内発生時における感染拡大を可能な限り阻止するためには、専門家の高度な知識が必要であり、専門家を派遣することはもとより、事前対策として、専門家による感染症指定医療機関や市町村、消防、保健所等に対する研修会や長期の派遣研修等を実施し、各地方自治体での人材の育成を図ること。

### 2 個人防護具の整備や発熱外来の施設整備のための助成措置について

ガイドラインによると、都道府県における発熱外来では、パンデミック時の対応については相当な負担が予想される。そのために必要な医療従事者における防護具の整備と、その医療等を行う施設整備が非常に重要となっている。これらについて、国として技術的支援と財政支援を行うこと。

### 3 抗インフルエンザウイルス薬の廃棄回避方策の検討と備蓄に対する財政支援について

現在の備蓄薬については、5年が経過すれば廃棄することとなっている。その使用期限の延長や使用期限後の有効利用につながる方策の検討を行うこと。

また、これに併せて、使用期限後の更新についても財政支援を行うこと。

## 26 難病に係る治療研究事業の安定的な実施について

担当課（室） 感染症・疾病対策室

### 【提言・要望の趣旨】

難病に係る治療研究事業を安定的に実施するため、法制化等を早期に行い、国の責務及び負担を明確にすること。

### 【徳島県の現状と課題】

難病に係る治療研究事業については、国の難病対策の大きな柱として位置づけられ、本県でも「特定疾患治療研究事業」をはじめとする事業を実施し、難病患者及び家族の方々の精神的・経済的負担を軽減してきました。

このうち「特定疾患治療研究事業」については、平成19年度末時点で4,575人の方を対象に831,862千円の医療費の公費助成を行っていますが、当該事業については法令等の規定に基づかない要綱事業であり、制度の位置付けが特に不安定なものとなっています。

事業の安定化と適正化を趣旨として、国が行った平成15年10月1日の制度改正においても法令等の位置付けがなされず、対象経費の増加に見合う予算措置が講じられなかったことから、本県においては、医療費の公費助成について約179,000千円（平成19年度）の超過負担を余儀なくされている状況にあります。

難病に係る治療研究事業については、都道府県に裁量の余地はなく、国の責務として行うべき事業であり、制度を安定的に実施し、難病患者及び家族の方々の精神的・経済的負担を軽減するためには、早期に法制化等を行ない、国の責務及び負担を明確にすることが必要です。

## 【提言・要望の具体的内容】

### 1 「難病に係る治療研究事業」の早期の法制化等について

患者及び家族の方々の精神的・経済的負担を軽減するため、「特定疾患治療研究事業」をはじめとする難病の治療研究事業について、早期に法制化等を行うとともに、国の責務及び負担を明確にしてください。

### 2 医療費の公費助成について

難病の治療研究事業のうち、「特定疾患治療研究事業」については、県の裁量の余地がなく、国の責務として行うべき事業であるにもかかわらず、医療費の公費助成に係る超過負担が継続していることから、国の負担分について、必要な財政措置を講じてください。

## 27 長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の見直しについて

県担当課（室） 国保医療室，障害福祉課

### 【提言・要望の趣旨】

長寿医療制度の保険料について、低所得世帯、被用者保険の被扶養者、障害者に対しては、日常生活に与える影響を考慮し、制度設計者である国の責任において、更なる支援策を講じること。

### 【徳島県の現状と課題】

国民健康保険制度では、被保険者均等割、世帯別平等割、所得割、資産割の合計額で保険料を負担していただいていたが、長寿医療制度では、被保険者均等割と所得割の合計額となり、国民健康保険制度と比べると世帯別平等割と資産割がなくなるため、そのまま国民健康保険制度が継続する場合と比較すれば、多くの場合で保険料は軽減されます。

しかしながら、国民健康保険の軽減世帯で、例えば、世帯員が複数で世帯主のみが長寿医療制度に移る場合であって、かつ、5割軽減世帯（年金収入168万円～192.5万円）に属していた場合には、5割軽減が適用されず、2割軽減となるため保険料負担が増加する場合があります。

また、被用者保険の被扶養者が長寿医療制度に移る場合、新たに保険料を負担することとなります。

さらに、75歳以上の障害者はもとより、65歳以上75歳未満の障害者が後期高齢者医療被保険者になった場合、新たに保険料が発生したり、これまでの保険料より増額となる場合があります。

このように、長寿医療制度の創設により、新たに保険料が負担増になる低所得世帯等の方については、制度設計者である国の責任において、更なる支援策を講じる必要があります。

## 【提言・要望の具体的内容】

低所得世帯の方，被用者保険の被扶養者であった方，障害を有している方に対し，制度設計者である国の責任において，次の措置を講じてください。

### 1 低所得世帯に対する支援

低所得世帯の方が後期高齢者医療被保険者となった場合，これまでの保険料より増額とならぬよう軽減策を講じること。

### 2 被用者保険の被扶養者に対する支援

被用者保険の被扶養者が後期高齢者医療被保険者となった場合，新たに保険料が発生することとなるため，現在，国において2年間の経過措置が設けられているところであるが，激変緩和のため，更なる軽減策を講じること。

### 3 障害者に対する支援

75歳以上の障害者はもとより，65歳以上75歳未満の障害者が後期高齢者医療被保険者になった場合，新たに保険料が発生したり，これまでの保険料より増額とならぬよう，社会的弱者に対する軽減策を講じること。

## 28 高病原性鳥インフルエンザ対策について

県担当課（室） 畜産課

### 【提言・要望の趣旨】

高病原性鳥インフルエンザについて、養鶏農家における的確な防疫措置を行うため、感染経路の早期解明に努め、発生予防対策の充実を図るとともに、万一発生した場合には、発生農家の経営再開に係る支援対策の充実並びに当該県が行う防疫措置に対し、国は全額財政支援を図ること。

### 【徳島県の現状と課題】

本県養鶏産業は、飼養羽数が全国第5位に位置するなど、農林水産業の基幹部門であり、また、関連産業は、生産から処理・加工、流通等裾野の広い地場産業として多くの雇用を創出し、地域経済を支えています。

これまで、県では、鳥インフルエンザを「発生させない・持ち込ませない」を基本方針として、消毒の徹底、防疫演習の開催や防疫資材の備蓄及びウイルス検査における高度安全検査室（P3施設）の整備に努めるとともに、正しい知識の普及や相談窓口の設置など一般消費者対策にも取り組んできたところであります。

一方、国におきましては、感染経路究明チームによる原因調査や防除技術開発等への予算拡充、発生農家や移動制限を受けた農家に対する助成措置の制度化、及び食鳥処理場等の早期操業再開を可能にするため、特定家畜伝染病防疫指針の一部改正をするなど多岐にわたる支援対策が講じられてきました。

しかしながら、本病のこれまでの発生状況から、養鶏農家における消毒の徹底や防鳥ネットの設置など、自衛防疫措置を講じたにもかかわらず発生があったことについて、養鶏農家は不安を増すばかりであります。

今後とも、的確な防疫措置を取る上においては、感染経路の究明が重要かつ不可欠であり、国における早期解明に向けた継続した取り組みと、発生予防対策の更なる充実が必要です。

また、畜産農家の経営安定と鶏卵・鶏肉等畜産物の安定的な供給を確保するため、発生農家の経営再開に対し、現行制度における殺処分手当金、家畜防疫互助基金造成等支援事業の一層の充実を図るとともに、県の財政状況が逼迫していることを鑑み、多額の経費を要する防疫措置に対し、全額国による財政支援が望まれます。

【提言・要望の具体的内容】

高病原性鳥インフルエンザについて、次の対策を講じてください。

- 1 感染経路の早期解明に努めるとともに発生予防対策の充実を図ること。
- 2 発生農家の経営再開に係る支援措置の充実を図ること。
- 3 発生した場合に、当該県が行う防疫措置に対し、国は全額財政支援をすること。

## 29 限界集落等を対象とした土地の境界保全の推進について

県担当課（室）農山村整備課

### 【提言・要望の趣旨】

限界集落等を対象とした土地の境界保全の推進を図るとともに、必要な財政措置を講ずること。

### 【徳島県の現状と課題】

近年、高齢化と過疎化の進行による集落機能の低下を要因として、自力での集落の維持が困難で、将来的な存続が危惧される集落の問題が顕在化してきています。このような集落は限界集落と呼ばれ、その多くは中山間地域に存在しています。

これらの集落では、相互認証されていた土地の境界に関する目印や約束事が失われ、数年後には土地の境界が不明となるという状況であり、また、耕地や森林の多くが放棄され、農山村が有する国土保全や洪水防止などの機能が著しく衰退し、災害の頻度が高くなってきています。さらに、担い手不足により耕作放棄地が増加し、食糧自給に悪影響を及ぼすなど、県民の生命や財産、豊かな暮らしが脅かされる恐れが出てきています。

このため、このような集落に対して、国や地方自治体等が、耕作放棄地の増加を抑制し、災害を防止する対策などをはじめ、集落そのものの維持と再生に向けた様々な対策を行うことが必要となってきました。

こうしたことへの対策としては、まず土地の境界が明確になっていることが不可欠であり、現在、地籍調査を進めておりますが、地籍調査は相当な期間と費用を要するため、短期間での実施が困難な状況にあります。

今後、限界集落が加速的に増えることが予想されるため、土地の境界保全への取り組みが急務となっています。

また、このような問題は少なからず過疎地域全体で顕在化しつつあり、一日も早く地籍調査を完了させる必要があります。

さらに、森林地域では、放置林が増加し、荒廃が進み、近い将来、山の境界が不明となるという状況で、早急に山の境界を保全する必要があります。



## 【提言・要望の具体的内容】

中山間地域では、高齢化と過疎化の進行が著しいため、次のとおり、地域の実情を考慮し、早急に土地の境界保全対策を講じてください。

- 1 限界集落を対象とした土地の境界保全対策を進めるため、モデル事業を創設してください。
  - ・全額国費とすること。
  - ・地籍調査を迅速に行う手法を検討すること。
  - ・市町村を事業主体とすること。
  
- 2 過疎地域で行う地籍調査事業を進めるため、財政措置を講じてください。

地方の財政状況を考慮して、国負担率を、昭和31年度から59年度の水準まで戻すこと（現行1／2から2／3に引き上げ）。
  
- 3 森林の境界保全対策を進めるため、山村境界保全事業の制度拡充を図ってください。
  - ・今後も継続して事業を行うこと。
  - ・同一市町村での継続実施を可能とすること。
  - ・実施機関に、森林組合だけでなく、市町村や第三セクターを含めること。

## 30 「地方道路整備臨時交付金」及び「地方道路整備臨時貸付金」を活用した道路整備の推進について

県担当課（室）道路建設課

### 【提言・要望の趣旨】

地域間格差の是正を図るため、地方重視の観点から、地方に必要な道路整備を推進できるよう、地方道路整備臨時交付金制度を存続し、交付金枠を大幅に拡大するとともに、地方への優先配分及び財政力に応じた国費割合の引き上げを行うこと。

また、地方道路整備臨時貸付金制度については、財政力に応じた貸付枠の優先配分及び負担軽減措置を講じること。

### 【徳島県の現状と課題】

本県の道路整備状況は、全国最低水準であり、地域の自立的発展・交流促進、行政サービスの持続には、「四国8の字ネットワーク」をはじめとする県民生活に不可欠な生活道路の整備及び道路の防災対策や高齢化する既存施設の適切な維持管理など、解決すべき多くの課題を抱えております。

本県では、道路整備に対する県民のニーズを踏まえ、「地方道路整備臨時交付金制度」を積極的に活用し、国・県道の整備を進めておりますが、財政基盤の脆弱な地方にとって、今後の事業展開が厳しい状況になっております。また、直轄事業や補助事業の地方負担分についても、これまで道路特定財源に加え、多くの一般財源を投入し、道路整備を推進してきたところではありますが、今後、四国横断自動車道（新直轄）をはじめ、徳島南環状道路、阿南安芸自動車道などが全面展開されることとなり、財政状況が非常に厳しい折、この地方負担を平準化、軽減することが課題となっております。

本県のような財政基盤が脆弱で、道路整備が遅れている地方公共団体にとって、地方に必要な道路整備を引き続き推進していくためには、「地方道路整備臨時交付金制度」及び「地方道路整備臨時貸付金制度」の存続・拡充が必要となっております。

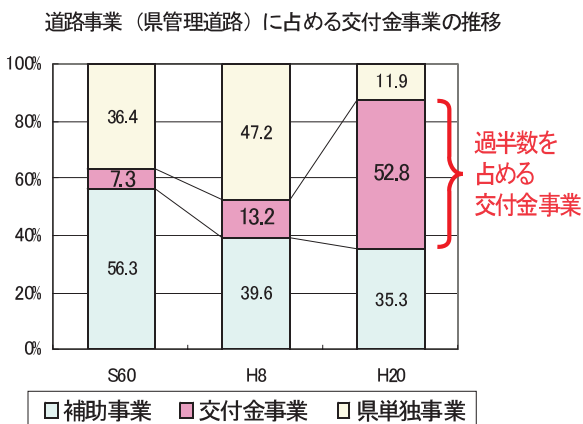
【提言・要望の具体的内容】

地域間格差の是正を図るため、地方重視の観点から、財政基盤が脆弱な地方公共団体における道路整備を支援する措置を講じてください。

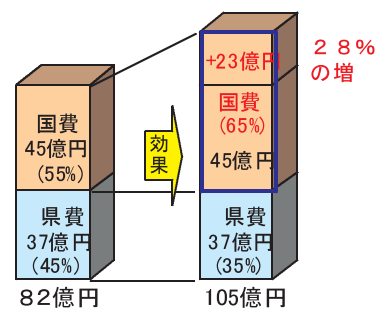
- 1 地方にとって財源的に有利で、使い勝手の良い「地方道路整備臨時交付金制度」（財政力に応じた国費率の割増を含む）を存続するとともに、地方の道路整備の必要性を十分に踏まえ、「交付金枠の大幅な拡大」及び「地方への優先的な配分」を図ること。
- 2 「地方道路整備臨時貸付制度」については、地方の財政力に応じて優先的な貸付を行い、償還時には負担軽減措置を講じること。

【地方道路整備臨時交付金制度について】

●交付金事業のシェアは年々増加



●国費割合引き上げによる効果



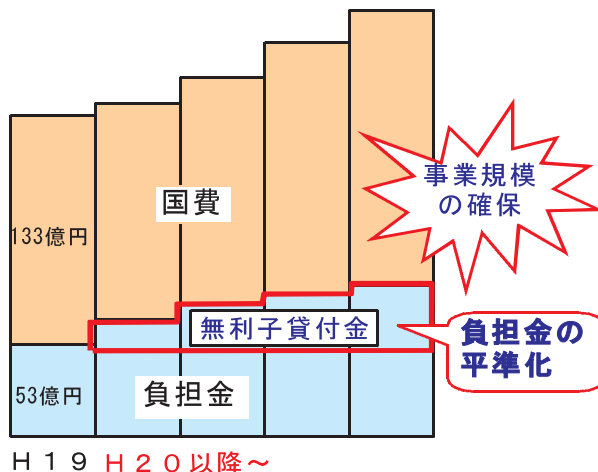
地方道路整備臨時交付金事業費（H20年度予算）

【本県における嵩上げ率】

$$0.55 \times 1.15 \text{ (後進地補正)} \\ \approx 0.65$$

【地方道路整備臨時貸付制度を国直轄事業負担金に充当した場合の効果】

直轄事業（計画）の推移



## 31 直轄河川・堰堤等の維持管理に係る地方負担の軽減について

県担当課（室） 財政課，流域整備企画課，河川課

### 【提言・要望の趣旨】

直轄河川維持修繕費，直轄堰堤維持費及び水資源開発事業交付金のうち，投資的側面を持つ修繕的経費の地方負担について，起債を充当できるようにするとともにその元利償還について地方財政措置を講じること。

### 【徳島県の現状と課題】

本県は，吉野川や那賀川のような大河川が流れている上に台風常襲地帯にあることから，これまで度重なる洪水の氾濫被害を受けており，その一方で，異常渇水による被害も頻繁に発生しています。

このため，治水・利水の両面で安全度の向上を図る必要があり，さらには，今後30年以内に50%を超える確率で発生が予想されている南海地震への備えの観点からも，直轄河川改修事業等の計画的な推進とともに堤防や水門等の河川管理施設やダム管理設備の安全で安心できる維持管理が重要な課題となっています。

しかし，ライフサイクルコストを考慮した河川管理施設等の適切な「維持修繕」には，継続的に多額の経費を要するものであり，極めて厳しい財政状況下にあっては地方負担の平準化及び軽減をしていただくことが必要であります。

そこで，新たな維持管理システムの構築に向けて，実質的な地方負担の軽減を図るため，河川管理施設等の修繕的経費を直轄道路維持修繕費と同様に起債対象とすることに加えて，直轄河川改修事業費と同様の地方財政措置を講じていただくことが是非とも必要であります。

## 【提言・要望の具体的内容】

直轄河川維持修繕費，直轄堰堤維持費及び水資源開発事業交付金のうち，投資的側面を持つ修繕的経費について，地方負担の実質的な軽減を図ってください。

- 1 直轄河川維持修繕費，直轄堰堤維持費及び水資源開発事業交付金等のうち，河川管理施設やダム管理施設の修繕的経費の地方負担について直轄道路維持修繕費と同様に起債を充当できるようにすること。
- 2 起債の元利償還について，直轄河川改修事業費に係る地方財政措置と同様の措置を講ずること。

## 32 地域の住宅政策の推進に係る支援拡充について

県担当課（室） 住宅課，建築開発指導課

### 【提言・要望の趣旨】

南海地震対策や地球温暖化対策等，地域の課題に対応した住宅政策の一層の推進が図れるよう，地域住宅交付金制度等の制度拡充や，優遇税制の期間延長，地域の中小住宅生産者等による省エネ住宅の供給促進施策を講じること。

### 【徳島県の現状と課題】

本県では，近い将来発生することが予想されている南海地震への備えが急務となっているほか，豊かな自然の保全とより良い環境の創造等，住宅政策の中で地域の課題を踏まえた取組みに対するニーズが高まっている状況にあります。

県においては「徳島県住生活基本計画」「徳島県耐震改修促進計画」等を策定し，各種施策の推進に努めています。特に新耐震基準以前に建てられた木造住宅の耐震化については，県下全市町村と協力して耐震診断・耐震改修支援事業を実施すること等により，その促進を図っています。

これら施策の推進にあたっては，国による財政支援制度や優遇税制制度等を活用しているところですが，「地域住宅交付金制度」では公営住宅建設等の事業量に応じて交付額が制限されていること，「住宅・建築物耐震改修等事業」では適用にあたって地域要件や所得制限等がかかることから，取り組んでいる地方公共団体によっては必ずしも十分な支援が受けられない状況にあります。また，平成 18 年度に創設された住宅耐震改修促進税制について，所得税額の特別控除の適用期限が平成 20 年 12 月 31 日に切れることで，住宅を耐震改修しようとする者の意欲の減退が懸念されます。

地域の中小住宅生産者による地域への住宅供給を支援している本県において，省エネルギーや二酸化炭素の排出削減といった地球温暖化対策を進めるにあたっては，これらの中小住宅生産者による省エネ効果等の高い住宅の供給が容易になるようにすること，加えて，そのような住宅の取得が消費者にとってメリットが大きいことをわかりやすく示していくことが重要であります。県としても，地域の中小住宅生産者や，環境対策を推進している消費者団体等とも連携しながら普及させていく必要があると考えておりますが，このためには，エネルギーの使用の合理化に関する法律の改正や住宅・建築物省CO<sub>2</sub>推進モデル事業の成果も踏まえつつ，地域の大工，工務店，設計者が容易に取り組むことができる省エネ効果が高く，その評価もわかりやすい施工方法を確立・普及させる必要があります。

主管省庁局名 国土交通省住宅局，財務省主税局

関係法令等 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法，建築物の耐震改修の促進に関する法律，租税特別措置法，エネルギーの使用の合理化に関する法律

## 【提言・要望の具体的内容】

### 1 地域住宅交付金制度等の制度拡充を図ってください。

地域の課題に対応した住宅政策の推進を図るため、基幹事業量の少ない、或いは基幹事業がない地方公共団体でも十分な支援が受けられるよう、「住宅・建築物耐震改修等事業」について、地域住宅交付金制度の基幹事業に位置づけるとともに、個人住宅の耐震改修における所得制限を撤廃すること。

### 2 住宅耐震改修促進税制の期間を延長してください。

住宅の耐震改修に係る個人負担を軽減するために平成 18 年度に創設された「住宅耐震改修促進税制」について、平成 20 年 12 月 31 日で期限が切れる所得税額の特別控除制度の期間延長を図ること。

### 3 地域の中小住宅生産者等が、住宅の省エネ対策に容易に取り組めるよう支援策を講じてください。

地域で木造住宅を供給する中小住宅生産者が省エネ性能の高い住宅を供給できるよう、エネルギーの使用の合理化に関する法律の改正や住宅・建築物省CO<sub>2</sub>推進モデル事業の成果も踏まえつつ、これらの中小住宅生産者や消費者にとって、省エネ性能の高い住宅の施工や客観的評価が容易となる標準的な建設基準（仕様書）の整備・普及を図ること。

## 33 港湾における大規模地震対策施設整備について

県担当課（室） 港湾空港課

### 【提言・要望の趣旨】

震災時において、緊急物資の大量搬入が可能で、物資等の保管場所や支援部隊のベースキャンプ場として多目的に利用できる「港湾」の持つ特性を活かし、被災直後の避難者輸送はもとより、被災地生活や社会・経済の復興を支援できるよう、港湾における大規模地震対策施設の整備に係る財政支援制度の拡充を図ること。

### 【徳島県の現状と課題】

港湾は、背後に多くの人口・資産が集積し、地域の防災力の向上を担っています。

特に、本県では、急峻な山々と大河川に囲まれた地形的要因によって、震災から人命や財産を直接防護する港湾の役割は非常に重要です。

また、平成7年に発生した阪神・淡路大震災においては、内陸の交通手段が被害を受けたため、緊急物資等の輸送において海上輸送が重要な役割を果たしました。

この教訓も踏まえ、切迫する東南海・南海地震等の大規模地震の発生に備えて、県下3港に5バースの耐震強化岸壁を配置し、既に4バースの整備に取り組んでいます。

なかでも、重要港湾徳島小松島港は、背後圏に県都徳島市を擁し、人口約46万人を抱えることから、災害に強い海上輸送ネットワークの機能強化が強く求められており、残る1バースの整備が喫緊の課題となっています。

さらに、この岸壁は、複合一貫輸送に対応したもので、被災直後の啓開用建設機械等の海上輸送に充てられ迅速かつ的確な救助活動が支援できること、岸壁背後にターミナルビルや駐車場が一体的に整備され救援・復旧支援基地に適した条件を備えていること、及び震災による物流機能の麻痺が背後圏のみならず国内の社会経済活動へ与える影響が大きいこと等を勘案すると、大規模地震対策施設の整備に係る国の財政支援について配慮していただく必要があります。



## 【提言・要望の具体的内容】

震災直後の人命救助はもとより、復旧完了に至るまでの被災地生活や国内の経済・産業に及ぼす多大な影響に鑑み、一定の幹線貨物輸送（複合一貫輸送）を担う耐震強化岸壁の整備に係る直轄工事については、特定重要港湾（国際海上コンテナ輸送）並みに国の負担割合（2 / 3）を嵩上げするなど、地方負担の軽減を図ってください。

## 【事業概要図】



## 34 吉野川・那賀川直轄河川改修事業等について

県担当課（室） 流域整備企画課

### 【提言・要望の趣旨】

吉野川の河川整備計画を早期に策定するとともに、吉野川・那賀川の直轄河川改修事業等を計画的に推進すること。

また、災害から国民の生命・財産・社会経済活動を守ることは、国が本来果たすべき役割であり、災害を未然に防ぐ予防対策についても確実に実施すること。

### 【徳島県の現状と課題】

吉野川・那賀川は、四国を代表する大河川です。

本県は、台風常襲地帯にあり、両河川は国内でも屈指の多雨地域であることなどから、度重なる洪水の氾濫被害を受けてきております。平成16年の台風23号では、吉野川において戦後最大の洪水を記録し、上流部の無堤地区で氾濫被害、下流部で内水被害が発生し、また、那賀川においても無堤部を中心に広範囲に洪水被害が発生しました。その後も、洪水被害は繰り返されており、両河川においては治水安全度の向上が喫緊の課題となっています。

また、両河川の水資源は、農業用水や都市用水に幅広く利用され、流域の生活や産業、経済活動に多大な恵みを与えています。平成17年は、吉野川の早明浦ダム及び那賀川の長安口ダム等で利水容量がゼロになり、那賀川流域の工業関係被害額が約68億5千万円となるなど、過去に類をみない異常渇水となったこと、平成19年においても、両河川とも取水制限が実施されていることから、利水関係者からは利水安全度を向上させるための早期対策の強い要望も寄せられています。

さらに、豊かな自然を有する両河川の河川環境の保全を図っていくことも重要な課題となっています。

こうした両河川が抱える治水・利水・環境の諸課題を解決するためには、吉野川においては、地域の意見が反映された河川整備計画が早期に策定されるとともに、計画的に改修事業が実施される必要があります。那賀川についても、河川整備計画に基づき、計画的に改修事業が実施される必要があります。

特に、那賀川については、平成19年度から長安口ダムが国直轄管理となり、ダムの改造事業などについても着手されたことから、その効果の早期発現のためにも、事業の促進について配慮していただく必要があります。

これらの河川は、国土保全上又は国民経済上特に重要な河川であると考えており、大規模災害時の危機管理だけでなく、災害を未然に防ぐ予防対策を国が責任を持って果たす必要があります。

## 【提言・要望の具体的内容】

### 1 吉野川の河川整備について

- (1) これまでの台風や渇水による被害状況に鑑み、早期に河川整備計画を策定してください。
- (2) 直轄河川改修事業等の計画的な推進を図ってください。
  - ① 吉野川の岩津上流地区及び旧吉野川地区における無堤部の解消のための築堤・用地買収等の重点的な促進を図ること。
  - ② 吉野川の岩津下流地区における重要水防箇所の解消や南海地震対策のため、堤防補強を促進すること。
  - ③ 吉野川の内水対策を促進すること。
- (3) 吉野川第十堰については、抜本的な第十堰の対策のあり方について検討を進めるとともに、現堰について適切に補修を進めてください。

### 2 那賀川の河川整備について

河川整備計画に基づき、直轄河川改修事業等の計画的な推進を図ってください。

- ・那賀川直轄管理区間における無堤部の解消のための築堤・用地買収等の促進を図ること。

### 3 長安口ダム改造事業について

長安口ダム改造事業の推進を図ってください。

### 4 国直轄事業について

災害から国民の生命・財産・社会経済活動を守ることは、国が本来果たすべき役割であることから、災害を未然に防ぐ予防対策についても確実に実施してください。

## 35 港湾・海岸整備について

県担当課（室） 港湾空港課

### 【提言・要望の趣旨】

東南海・南海地震等による津波から、尊い人命や財産等を防護するため、直轄事業である撫養港海岸の着実な整備促進を図ること。

活力や魅力あふれる港湾空間を創出するため、緑地や海陸交通の結節点となる交通機能用地等を新たに造成する徳島小松島港「マリンピア沖洲第2期事業」の整備推進に必要な予算の確保を図ること。

### 【徳島県の現状と課題】

#### 1 撫養港海岸（鳴門市）の整備促進

撫養港海岸は、護岸築造後、約40年が経過し、老朽化の進行や平成7年の阪神淡路大震災により、亀裂や護岸背後の水叩きの陥没が見受けられます。さらに、南海地震は今後30年間で50%程度と高い確率で発生が予測されております。また、同海岸は砂地盤であるため地震発生時には液状化の恐れがあり、極めて危険な状態であります。

こうしたことから、撫養港海岸整備事業は、平成20年3月に工事着手されました。今後は、背後住民が早期に安全・安心して生活できるよう、事業の着実な整備促進が求められております。

#### 2 徳島小松島港「マリンピア沖洲第2期事業」の整備推進

徳島小松島港沖洲地区のマリンピア沖洲第1期事業は、耐震強化岸壁等含む公共岸壁や産業用地、下水処理施設・廃棄物処分場用地を整備し、平成5年に埋立竣工しました。

しかしながら、マリンピア沖洲第1期事業は、港湾就労者や来訪者のための緑地がほとんどないこと及び、河川に分散係留している漁船の係留場所がないことから、労働環境の改善及び港湾環境等の向上を図る必要があるとともに、物流の円滑化のための臨港道路等の整備が不可欠となっております。

さらに、四国横断自動車の本線やインターチェンジの用地が第1期事業の西側に計画されており、マリンピア沖洲及び県勢発展に資する陸海の広域交通ネットワークを構築するため、早期に高速道路の用地造成が必要となっております。

このようなことから、このマリンピア沖洲第2期事業の早期完成に向け、着実な事業推進が強く求められています。

【提言・要望の具体的内容】

1 東南海・南海地震の発生に備え、直轄事業である撫養港海岸の整備を促進してください。



2 徳島小松島港沖洲地区において、県民が海に親しみ人々の憩いの場となる緑地等の整備及び四国横断自動車道の県南延伸に不可欠なマリンプシア沖洲第2期事業の整備を推進するため、必要な予算を確保してください。



## 36 災害予防対策の強力な推進について

県担当課（室） 河川課, 砂防防災課, 流域整備企画課

### 【提言・要望の趣旨】

流域における総合的な災害予防対策を、より機動的に強力に推進するため、「総合流域防災事業」の制度の拡充を図ること。

地球規模の気候変動に伴う災害リスクの増大に対応した「適応策」を推進するため、「災害予防対策」に必要な予算の確保を図ること。

### 【徳島県の現状と課題】

本県では、平成16年には台風23号など5個の台風の上陸や、本年4月には時間雨量が約100mmの集中豪雨に見舞われるなど、甚大な被害を受けております。

全国各地でも近年の相次ぐ激甚な水害・土砂災害により、幾多の生命と財産が失われています。また、地球規模の気候変動に伴う異常豪雨の増加や東南海・南海地震が今世紀前半にも発生が懸念されるなど、災害に対する県民のリスクはより高まっています。

「総合流域防災事業」は水害対策と土砂災害対策、ハード整備とソフト対策を一体的に実施し、流域一体となった総合的な防災対策を推進する事業として、通常事業の採択基準を満足する河川事業や砂防事業を「圏域」毎にまとめて予算配分がなされています。

しかし、「増大する災害リスク」への適応策を考えると、流域の一体的な安全度の向上が重要であり、地方の自主性・裁量性を重視した、きめ細かな取組みが必要です。

本県では、豪雨による洪水や土砂災害に対する備えだけでなく、「東南海・南海地震」への備えも急がれており、「河川改修」と連携を図った「地震・高潮対策」の推進や、「地震の強い揺れ」による「がけ崩れ」の対策などにも取り組む必要があります。

また、河川管理施設の長寿命化の取り組みやソフト対策を積極的に展開することは、ハード整備が遅れている地域における防災・減災対策を推進することになり、ひいては地域間格差の是正にもつながります。

そこで、流域の一体的な安全度の向上を図るには、現行の採択基準に満たない規模の河川事業や砂防事業等についても「連携」して実施することが効果的・効率的と考えますので、「総合流域防災事業」の中で統合化（パッケージ化）することで実施できるように制度を拡充していただくことが必要です。

さらに、水害や土砂災害を防ぎ、被害を減らすには「災害予防対策」が最も効果的・効率的であります。今後、「増大する災害リスク」に対する「適応策」を機動的、集中的に実施し、安全・安心の地域づくりを推進するため「災害予防対策」に必要な予算を確保していただくことが重要です。

主管省庁局名 国土交通省河川局

関係法令等 河川法, 砂防法, 地すべり等防止法, 水防法, 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律  
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

## 【提言・要望の具体的内容】

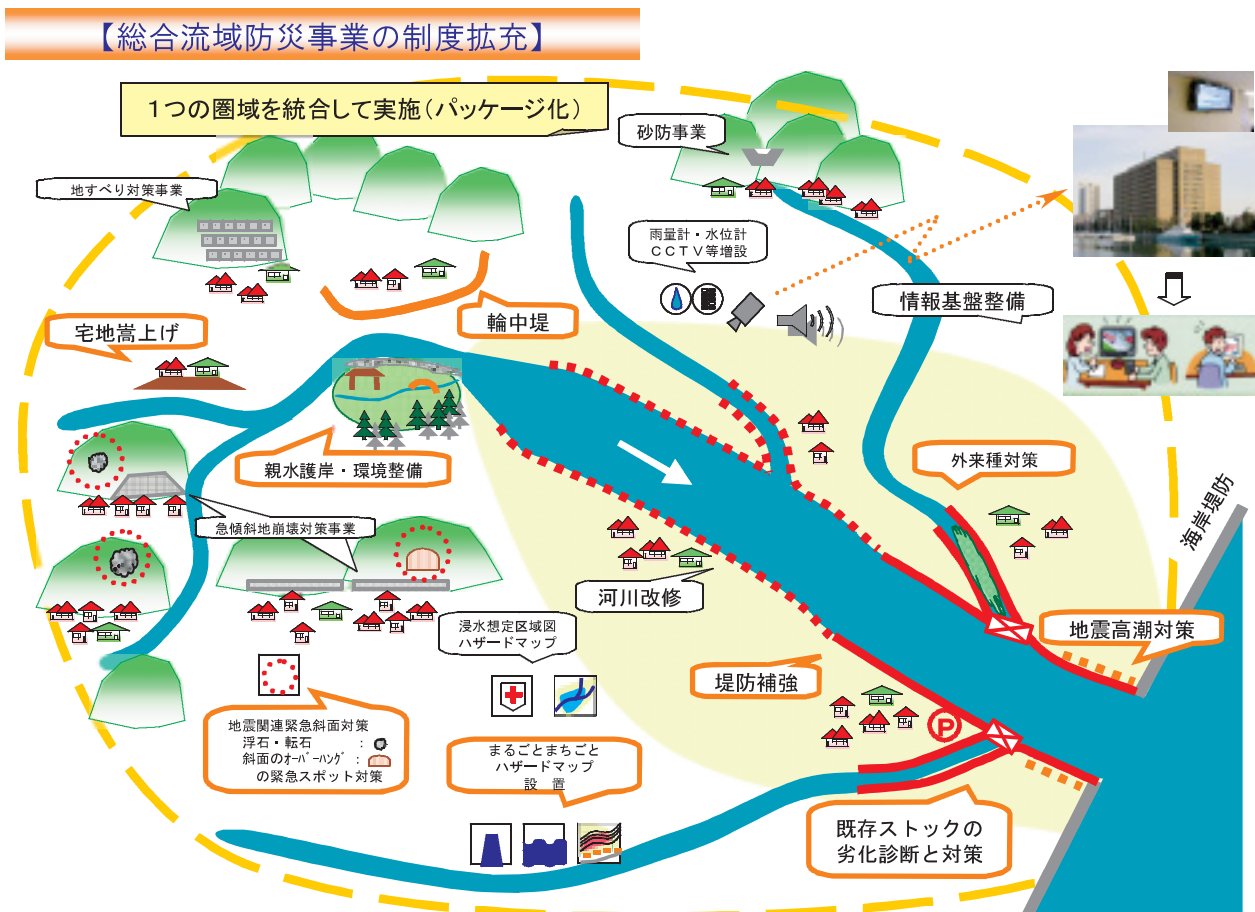
### 1 「総合流域防災事業」の制度の拡充を図ってください。

増大する災害リスクへの「適応策」として流域の一体的な安全度の向上を図るため、事業採択にあたっては個別事業を対象とするのではなく、新たに以下の事業も対象項目に加え、事業を統合化（パッケージ化）したものを対象とすること。

- (1) 「圏域」における一体的な防災対策を推進するため、「河川堤防の地震・高潮対策」を補助対象とすること。
- (2) 危険箇所単位ではなく、市町村ごとで緊急スポット対策を目的とした「地震関連緊急斜面对策」を補助対象とすること。
- (3) 樋門や排水機場等の河川管理施設における維持修繕費の抑制を図るため、施設の劣化診断及びその対策に要する費用を補助対象とすること。
- (4) 水害・土砂災害による被害を最小化するため、住民に対しわかりやすい情報提供を推進する「まるごとまちごとハザードマップ」や土砂災害警戒区域等の標識設置、デジタルマップを活用したハザードマップの作成・支援を補助対象とすること。
- (5) 河川の正常な機能及び良好な河川環境の確保のため、外来種対策等に必要な費用を補助対象とすること。
- (6) 「魅力ある水辺づくり」を推進するための取組みを補助対象とすること。

### 2 「災害予防対策予算」の確保を図ってください。

地球規模の気候変動に伴う災害リスクの増大に対応した「適応策」を推進するため、災害予防対策に必要な治水事業予算の確保を図ること。



## 37 警察基盤の充実強化について

県担当課（室） 警察本部交通規制課，警備課

### 【提言・要望の趣旨】

災害等緊急事態への危機対応を強化するため，警察装備資機材の充実を図ること。  
また，多発する交通事故を抑止するため，交通安全施設等の一層の整備を図ること。

### 【徳島県の現状と課題】

本県では，今後 30 年以内に 50 パーセント程度の確率で南海地震が発生すると予想されており，最悪の場合には死者 4,300 人，負傷者約 1 万 4 千人など大きな被害が想定されますが，災害警備活動に必要な資機材，車両等の整備が立ち遅れております。

このため，大規模地震等の災害発生時において，人命救助をはじめとする災害警備活動の迅速かつ効果的な実施に必要な資機材，車両の整備充実が急がれるところです。

また，人口約 80 万人の本県において，車両の保有台数は約 70 万台，運転免許保有者は約 53 万人，高齢者は約 20 万人と，車社会と高齢化が進展する中で，政府目標の「平成 24 年までに交通事故死者 5 千人以下」を図るため，新交通管理システムや LED 式信号灯器等の整備充実が是非とも必要です。



【提言・要望の具体的内容】

- 1 災害警備活動用資機材及び車両の整備充実を図ってください。
  - (1) 組立式FRP製救命ボート（7セット）
  - (2) 四輪駆動車（5台）
  - (3) エアーテント（2張）
  
- 2 新交通管理システム関連事業を重点に実施するとともに、交通安全施設の高度化改良（更新）を図ってください。

## 38 陸上自衛隊の配置について

県担当課（室） 危機管理政策課

### 【提言・要望の趣旨】

徳島県に配置する陸上自衛隊の部隊について、計画どおり配置するとともに、配置人員の増強や装備の充実を図ること。

### 【徳島県の現状と課題】

東南海・南海地震は、今世紀前半にもその発生が懸念されており、ひとたび大規模地震が発生いたしますと、その地震動や津波などにより、県民の生命・身体・財産に甚大な被害をもたらすものと想定されています。

徳島県においては、南海地震対策を、県政の喫緊かつ最重要課題として、対策の重点化を図り、『地域防災計画』や『徳島県地震防災対策行動計画』に基づき、地震による「死者ゼロ」を目指した、計画的な取り組みを進めているところであります。

また、地震ばかりではなく、平成16年の台風第10号がもたらしたような集中豪雨への対応や、さらには、「国民保護法」に基づいた、有事や大規模テロなど危機事象への対処についても、県として積極的な役割を果たすことが求められております。

このような取り組みを進めるに際しては、自衛隊との連携が不可欠であり、これまでににおいても、災害派遣を想定した総合防災訓練の実施や、山林火災発生時の消火の協力依頼、さらには、国民保護に向けた体制整備について助言をいただいているところであります。

このような中、本県の長年の念願でありました、阿南市及び松茂町での陸上自衛隊の配置については、既に配備計画に基づき着実な進展が図られているところであり、県としても、配置後の部隊の活動に大きな期待を寄せております。

とりわけ、先だって中国四川省で発生した大地震では、多くの尊い人命が失われましたが、被害の拡大を防ぐためには、救助・救援活動等を行うための初動・応急体制確保の重要性が、強く印象づけられました。そして、このような危機事象が本県で発生した際に、県民の生命・身体・財産を守るため、県内に配置される部隊の役割は、非常に大きいものであることが痛感されるところであります。

そのため、計画どおりに部隊配置を行うとともに、配置人員の増強や、装備の充実を図るための取り組みを進めることが求められています。

## 【提言・要望の具体的内容】

甚大な被害をもたらす危機事象が発生した際には、自衛隊の活動なくして、県民の生命・身体・財産を守る「安全・安心とくしま」を実現することは難しいと考えております。

そのため、計画されております陸上自衛隊の配置について、次の取り組みを推進してください。

### 1 部隊の配置時期について

明日にも発生するかもしれない危機事象、とりわけ県民の生命・身体・財産に深刻な影響をもたらすことが想定されている東南海・南海地震に対応するため、配備計画が予定しているとおりに配置してください。

### 2 部隊の配置人員の増強について

東南海・南海地震などの危機事象が発生した際に、柔軟かつ円滑な活動が実施できるよう、部隊の配置人員を増強してください。

### 3 部隊の装備の充実について

どのような種類の危機事象が発生したとしても、発生した事態に適切に対処し、県民の生命・身体・財産をしっかりと守ることができるよう、部隊装備の一層の充実を図ってください。

## V 「『まなびや』とくしま」の実現

## 39 国立大学法人運営費交付金と地方国立大学の充実について

県担当課（室） 総合政策局

### 【提言・要望の趣旨】

国立大学法人運営費交付金の総額を確保するとともに、配分方法の見直しにあたっては、地方の国立大学が安定的な経営を維持できるよう配慮すること。

また、徳島大学において、地域環境学専攻博士後期課程を設置すること。

### 【徳島県の現状と課題】

大都市部に比較して大きな私立大学が少ない地方においては、高等教育分野のみならず地域の「知の拠点」としても、国立大学は大きな役割を果たしています。

本県においても、徳島大学と鳴門教育大学の2つの国立大学法人がありますが、地域医療をはじめ、地元企業との産学官研究、教育・文化の振興などの幅広い面で、地域になくてはならない存在となっています。

地方の国立大学が安定的な経営を維持し、多方面で地域貢献を果たしていくためには、「国立大学法人運営費交付金」の安定的な配分が必要不可欠です。

しかしながら、現在、国におかれましては、運営費交付金の配分にあたって、教育・研究面や、大学改革等への取組の視点に基づき適切な配分を実現するとされています。

このことにより、運営費交付金の配分に安易な競争原理や成果主義が導入されると、大都市部と地方の大学間格差が生じ、ひいては地方の国立大学の存在すら危うくなると危惧しているところです。

また、徳島大学においては、県や地元市町村と連携して「地方再生」に向けた各種取り組みが実践されており、こうした取り組みをさらに発展・加速させるためにも、さらなる高度な研究組織や人材育成体制が必要となっています。

## 【提言・要望の具体的内容】

### 1 国立大学法人運営費交付金の確保について

- (1) 地域において地方の国立大学が担う役割の重要性を踏まえ、まずは運営費交付金について、大学の教育、研究の基礎を支える基盤的な交付金として、しっかりと総額を確保してください。
- (2) 運営費交付金の配分方法の見直しにあたっては、地方の切り捨てにつながる一方的な成果主義、競争原理を導入することなく、地方の国立大学が地域において果たしている役割に十分に配慮し、地方大学の安定的な経営に必要な交付金額を確保してください。

### 2 徳島大学における地域環境学専攻博士後期課程の設置について

少子高齢化が全国よりも進行し、過疎化が進む中山間地域を多く抱えるなど、徳島県の諸課題を解決し、地域再生を実現するためには、地域と一体となった高度な教育研究体制が必要であることから、徳島大学において、人文科学・社会科学・自然科学分野を総合・俯瞰し、地域政策に関する教育研究を行う大学院「地域環境学専攻博士後期課程」を設置してください。

## 40 海外留学奨学金制度の充実について

県担当課（室） 総合政策局

### 【提言・要望の趣旨】

諸外国との相互理解と友好親善を深め、国際的に活躍できる人材の育成を進めるため、高等専門学校を対象とした海外留学奨学金制度の充実を図ること。

### 【徳島県の現状と課題】

本県では、平成19年9月にドイツ・ニーダーザクセン州との交流に関する共同宣言を締結するなど、国際化に向けた取り組みを進めています。

現在、県内の大学や高等専門学校においても、同州内の大学と交流協定を結び、学生交流や学術交流を進めようとする動きがでています。

高等教育機関間の国際交流を進め、お互いの優れた知識や技術を交換することは、国際的に活躍できる優秀な人材の育成に大いに役立っています。

このような海外留学を推進するためには、各種の奨学金制度の充実が必要不可欠であります。

しかしながら、独立行政法人日本学生支援機構が実施する「短期留学推進制度」においては、高等専門学校が対象外となっており、制度の拡充が必要であります。

**【提言・要望の具体的内容】**

独立行政法人日本学生支援機構が実施する「短期留学推進制度」について、大学間学生交流協定等を締結した高等専門学校も対象とするよう制度を拡充してください。



## 41 学校教育の推進に必要な教職員定数の充実について

県担当課（室） 教育総務課

### 【提言・要望の趣旨】

公立学校の教職員定数の充実を図ること。

### 【徳島県の現状と課題】

本県においては、教職員が教育の現場で子ども一人ひとりと向かい合い、学力の向上等に向けたきめ細かな教育が実践できる環境づくりを進める観点から、少人数学級編制等を内容とした「いきいき学校生活支援プラン」をはじめ、不登校児童生徒及び障害児等への支援など、個々の実情に応じた教育環境の充実を図り、教育の機会均等の確保とその水準の維持向上に取り組んでいます。

特に、少人数学級については、従来から導入している小学校1・2年生における35人学級に加え、新たに本年度から、いわゆる「中1ギャップ」等の課題に対応するため、中学校1年生においても35人学級を導入し、小学校中高学年及び中学校2・3年生における少人数指導等と併せてきめ細かな指導の充実を図っているところであり、今後もこれらの取り組みを推進していくことが重要な課題となっています。

また、特別な支援を必要とする児童生徒に対して、特別支援学校の教員の巡回、通級による指導、ボランティアの養成と派遣による支援等、「とくしま型」の特別支援教育を推進しているところであり、今後もこれらの取り組みの充実が求められています。

加えて、平成19年6月の学校教育法の改正を受け、本年4月から副校長、主幹教諭及び指導教諭の新たな職を小・中・高等学校に配置して、学校における様々な教育課題に対する組織的・機動的な対応を図っているところであり、これらの体制整備と併せて、教員の子どもと向き合う時間の拡充について、今後も一層推進していく必要があります。

しかしながら、現行の教職員定数は年々減少しており、教育に関する諸課題に対応した地方独自の取り組みを進めるには厳しい状況にあります。

## 【提言・要望の具体的内容】

教職員定数の改善を行い、下記の事項の充実を図ってください。

- 1 児童生徒に多様できめ細かな指導を行い、その個性を伸ばし、豊かな人間性を育むことができるよう、35人学級等の少人数学級編制及び少人数指導のための定数措置について一層の充実を図ること。
- 2 学校における食育を推進するため、小規模校においてもきめ細かな取り組みが実施できるよう、学校栄養職員等の定数基準を見直すこと。
- 3 生徒の読書活動や主体的な学習の推進を図るため、小規模校においても司書の配置が可能となるよう、事務職員の定数基準を見直すこと。
- 4 生徒の社会人、職業人としての自立に資する専門教育を行うための体制を充実することができるよう、特別支援学校及び専門高校の専攻科の運営に必要な教職員について定数措置を講じること。
- 5 特別支援学校の幼児・児童生徒の障害の重度化・重複化に対応し、安全・安心な教育環境を整備するため、特別支援学校に看護師を配置すること。
- 6 以下のような今日的な課題に対応するため、加配措置について一層の充実を図ること。
  - (1) 教育課程の円滑な実施、特色ある学校づくりのための取り組みなど、教育改革の諸課題に対応した地方独自の取り組みを推進すること。
  - (2) 特別支援学校のセンター的機能を充実するため、聴覚障害以外の教育部門を有する特別支援学校においても通級による指導を推進すること。
  - (3) 発達障害児等に対する教育的支援を充実するため、特別支援教育コーディネーターが、その校務に専念できるような体制を整備すること。
  - (4) 教職員の資質向上を図るため、とりわけ特別支援教育に関する専門的な知識や実践的指導法を身につけるための長期研修等への派遣及び学校栄養職員、事務職員についての研修を充実すること。
  - (5) へき地のコミュニティ・スクール等において、地域との協働による山村・漁村留学の取り組みを進めることにより学校の活性化を図ること。
  - (6) 児童生徒の問題行動など特にきめ細かな指導が必要とされる学校において、児童生徒の状況に応じた特別な学習指導、生徒指導及び進路指導の取り組みを進めること。
  - (7) ニート・フリーター対策として、望ましい勤労観・職業観及び人生観を育むことができるよう、平成18年度から加配措置されている高校に加え、義務教育においても児童生

徒の発達段階に応じたキャリア教育を推進すること。

- (8) 組織的・機動的な学校運営が行われるよう、平成 20 年度から加配措置されている義務教育に加え、高校及び特別支援学校の高等部においても主幹教諭の配置を推進し学校の組織運営体制や指導体制の充実を図ること。